悪性腫瘍特異物質治療管理料

点 数	イ 尿中BTAに係るもの ロ その他のもの	220点
	. ,	360点 400点
加算点数	初回月加算	150点
留意点	 ●悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。 ●当管理科には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうちに2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。 	